三　分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
四　分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録若しくは無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類
（解散の届出）
第九十条　法第十一条第一項の規定による届出は、様式第十六号による届出書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。
第五章　認定計画実施者の監督等
（認定畜舎等の利用の状況の報告）
第九十一条　法第十三条第一項の規定による報告は、様式第十七号による報告書を都道府県知事に提出することにより、おおむね五年に一回、都道府県知事の定める日までに行うものとする。
（滅失の届出）
第九十二条　法第十三条第二項の規定による届出は、様式第十八号による届出書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。
第六章　雑則
（工事現場の認定の表示の様式）
第九十三条　法第十七条第一項の規定による工事現場における法第三条第一項の認定又は法第四条第一項の変更の認定の表示の様式は、様式第十九号による。
（面積、高さ等の算定方法）
第九十四条　法第十九条の主務省令で定める畜舎等の敷地面積、建築面積、床面積、高さその他の畜舎等の規模に係る事項の算定方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
一　敷地面積　建築基準法施行令第二条第一項第一号に定めるところによる。
二　建築面積　建築基準法施行令第二条第一項第二号に定めるところによる。
三　床面積　建築基準法施行令第二条第一項第三号に定めるところによる。ただし、地階の機械室その他これらに類する畜舎等の部分を有する畜舎等の床面積には、当該部分の床面積を算入しない。
四　畜舎等の高さ　建築基準法施行令第二条第一項第六号に定めるところによる。
五　軒の高さ　建築基準法施行令第二条第一項第七号に定めるところによる。
六　階数　地階の機械室その他これらに類する畜舎等の部分は、当該畜舎等の階数に算入しない。
また、畜舎等の一部が吹抜きとなっている場合、畜舎等の敷地が斜面又は段地である場合その他畜舎等の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。

別表第一（第六十四条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ
平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の用途及び床面積
	二以上の避難口の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面図又は断面図	縮尺
	地盤面
	申請に係る畜舎等の各部分の高さ
地盤面算定表	畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ
	地盤面を算定するための算式

別表第二（第六十四条関係）

図書の種類	明示すべき事項
(い)	
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別
	擁壁の設置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の用途及び床面積
	壁及び筋かいの位置及び種類
	開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
	二以上の避難口の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
(ろ)	
二面以上の立面図	縮尺
	開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
二面以上の断面図	縮尺
	地盤面
	床及び屋根（天井がある場合は、天井）の高さ、軒及びひさしの出並びに畜舎等の各部分の高さ